

豊教読 661号

令和4年(2022年)11月25日

自治労豊中市学校司書労働組合

執行委員長 大利 かおり 様

豊中市教育委員会

教育長 岩元 義継



回答書

令和4年(2022年)11月9日付学司労発54号で、貴組合から要求のあった事項に対し、下記のとおり回答します。

なお、貴組合の要求内容には、一部、管理運営事項等、交渉事項に該当しないと考えられる事項が含まれている部分(波線箇所参照)があるが、便宜上、交渉事項に該当するか否かを区別せずに回答する。

記

1. 学校司書の労働条件の改変にあたっては、労使交渉・協議の実施とこれに基づく合意の上で実施すること。

【回答】よき労使関係のもとすすめていきたい。

2. 任期の定めのない常勤職員に適用する基準に基づく給料・諸手当の支給や、1年毎に職務等級を引き上げるなど、学校司書の給与を改善すること。

【回答】全庁的な課題であり、市の方針にそって対応していきたい。

3. 学校司書が安心して継続的に働き続けることができるよう、早期に任期の定めのない短時間勤務職員制度を創設すること。

【回答】短時間勤務職員制度の必要性を、市を通じて関係機関に働きかけていきたい。

4. 一億総活躍社会の実現に向けて、学校司書の任用年齢の延長や再任用制度の創設について早急に協議を実施すること。

【回答】全庁的な課題であり、市の方針にそって対応していきたい。

5. 小中一貫校や大規模校への学校司書の配置については、業務量に応じて複数配置とする

など、労働条件の維持向上に努めること。

【回答】令和4年度の実績などをふまえ、よき労使関係のもとすすめていきたい。

6. 豊中市（仮称）中央図書館基本構想による図書館行政に係る方法の変更などにより、学校司書の労働条件を悪化させないこと。

【回答】業務に影響がないよう、取り組みをすすめていきたい。

7. 勤務時間の適正な把握を行うとともに、時間外勤務の縮小を図ること。やむを得ず時間外勤務を命令する場合は、事前申請、命令を原則とし、不払い残業とならないよう確実に判断すること。

【回答】時間外勤務削減については課題と認識しており、削減に向けて取り組みたい。一方で時間外の申請については学校長等への周知に努めていきたい。

8. 学校司書が安心して休暇等を取得することができるよう、欠員等に対する確実な代替職員の配置など必要な措置を講じること。

【回答】業務に影響がないよう、取り組みをすすめていきたい。

以上